

関係各位

ロシアに対する輸出の禁止措置に伴う対応について

今般、以下のとおり輸出貿易管理令の一部が改正されましたのでお知らせいたします。

1. 改正の内容

ロシアの産業基盤強化に資する物品の輸出等に係る禁止措置

2. スケジュール

公布日： 令和5年3月31日（金）

施行日： 令和5年4月7日（金）

※4月7日（金）以降に積載・搭載されるものから適用対象となりますので、ご留意下さい。

詳細については、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230331001/20230331001.html>

【問合せ先】

東京税関業務部 通関総括第4部門
電話：03-3599-6341